

任意共済保険

「退職者移行手続き事務について」

◆今回の更新時における退職者移行手続き

1 対象者

H29年1月1日から12月31日までに退職（予定）の加入者で、退職後継続加入の手続きをされていない方

2 提出書類と留意点

以下の書類を提出してください

- ①「退職者継続加入通知書兼預金口座振替依頼書」～必要事項を記入したもの
- ②「加入申込書（現職者用）」～「脱退」に○を付したもの
- ③「加入申込書（退職者用）」～必要事項を記入したもの
- ④「更新事務集計表」～白紙を使用してください
- ⑤「加入申込報告書」～退職者欄を使用してください

3 その他

- (1) 今回の更新時以降に退職される方について退職者移行手続きをする場合は、当該退職者の退職時に「退職者継続加入通知書兼預金口座振替依頼書」を提出してください。
- (2) 退職者移行手続き後の退職後継続加入者に関する事務は事務代行会社が行うため、各団体担当者の方は、退職者移行手続きの事務のみを行っていただきます。